

入札参加資格審査申請 提出要領

建設工事

- 宇都宮市が発注する建設工事の一般競争入札等に
参加を希望する方は、この要領をよくお読みいた
いた上で、「宇都宮市電子申請共通システム」により
申請してください。
- 毎月5日までの1か月間に申請のあった事業者を
翌月1日に入札参加有資格者名簿に登載します。

目次

1	宇都宮市入札参加資格について	1
2	資格要件	1
3	総合点数の算出	2
4	申請から登録までの流れ	5
5	申請項目及び申請データ	7
6	添付書類等の詳細	9
7	工事種別(工種)	13
8	登録後の提出書類	13
9	登録後の変更、取消	13
10	登録後に合併等があった場合	14
11	電子申請に対応できない場合の申請方法	15
	【参考】地方自治法施行令(抜粋)	17

1 宇都宮市入札参加資格について

- ・ 宇都宮市の入札に参加するには、入札参加有資格者名簿に登載されていること（登録）が必要です。
- ・ 登録できる工事種別（工種）数は、7工種までです。
- ・ 登録は、入札における指名や工事の受注を約束するものではありません。
- ・ 審査基準日は、申請時期によって異なります。次表により確認してください。申請項目には、審査基準日現在の状況を入力してください。
- ・ 次表の申請期間内に申請のあった事業者を、登録日に入札参加有資格者名簿に登載します。有効期間は、登録日から令和9年3月31日までです。

【令和8年度のスケジュール】

申請期間	審査基準日	登録日
令和 8年 3月 6日～ 4月 5日	令和 8年 3月 1日	令和 8年 5月 1日
令和 8年 4月 6日～ 5月 5日	令和 8年 4月 1日	令和 8年 6月 1日
令和 8年 5月 6日～ 6月 5日	令和 8年 5月 1日	令和 8年 7月 1日
令和 8年 6月 6日～ 7月 5日	令和 8年 6月 1日	令和 8年 8月 1日
令和 8年 7月 6日～ 8月 5日	令和 8年 7月 1日	令和 8年 9月 1日
令和 8年 8月 6日～ 9月 5日	令和 8年 8月 1日	令和 8年10月 1日
令和 8年 9月 6日～10月 5日	令和 8年 9月 1日	令和 8年11月 1日

2 資格要件

申請者は、次の(1)～(8)の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法的な契約能力を有していること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。（「【参考】 地方自治法施行令(抜粋)」（17ページ）参照）

(2) 国税に未納がないこと。

法人にあつては、「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。
個人にあつては、「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

(3) 市税に未納がないこと。

宇都宮市に納税義務がある場合、市税に未納がないこと。
※ 資格の有効期間中に市税の未納が確認された場合、完納が確認されるまでの間、入札に参加できないことがあります。

(4) 暴力団関係者ではないこと。

申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

(5) 建設業法の許可を受けていること。

登録を希望する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。

(6) **総合評定値の通知を受けていること。**

登録を希望する工種について、審査基準日から1年7か月以内の日を基準日とする経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）において、総合評定値（P）の通知を受けていること。

(7) **完成工事高の計上があること。**

登録を希望する工種について、上記の経営事項審査の結果通知書において、完成工事高を有すること。

(8) **社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険のすべて）に加入し、次の届出の義務を履行していること（適用除外の場合を除く。）。**

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 総合点数の算出

(1) **総合点数**

提出された申請書の内容を審査し、工種ごとに総合点数を算出し、一部の工種については等級の格付を行います。

$$\text{総合点数(1)} = \text{客観的事項審査点数(2)} + \text{主観的事項審査点数(3)} - \text{減点事項審査点数(4)}$$

(2) **客観的事項審査点数**

経営事項審査の結果通知書に記載された総合評定値（P）とします。

(3) **主観的事項審査点数**

宇都宮市内に本店を有する者（以下「市内事業者」という。）にのみ付与します。

次表により、宇都宮市が特に評価する企業活動等について審査項目ごとに算出し、その合計点数とします。

評価事項	審査項目	審査点数 ※1																			
技術力	市工事成績評定点 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日前3か年に工事検査を完了した本市工事の工種ごとの工事成績評定点の平均点に応じて点数を付与する。 共同企業体による工事は、各構成員の工事成績評定点として扱う。 前回の登録事業者で審査基準日前3か年に一度も契約締結していない事業者、契約は締結しているが竣工検査が終わっていない事業者及び新規登録事業者へは付与しない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工事成績評定点の平均点</th> <th>審査点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90点以上</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>80点以上, 90点未満</td> <td>95点</td> </tr> <tr> <td>75点以上, 80点未満</td> <td>90点</td> </tr> <tr> <td>70点以上, 75点未満</td> <td>80点</td> </tr> <tr> <td>65点以上, 70点未満</td> <td>75点</td> </tr> <tr> <td>60点以上, 65点未満</td> <td>70点</td> </tr> <tr> <td>50点以上, 60点未満</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>50点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	工事成績評定点の平均点	審査点数	90点以上	100点	80点以上, 90点未満	95点	75点以上, 80点未満	90点	70点以上, 75点未満	80点	65点以上, 70点未満	75点	60点以上, 65点未満	70点	50点以上, 60点未満	60点	50点未満	0点	左表の通り	上限 100
	工事成績評定点の平均点	審査点数																			
90点以上	100点																				
80点以上, 90点未満	95点																				
75点以上, 80点未満	90点																				
70点以上, 75点未満	80点																				
65点以上, 70点未満	75点																				
60点以上, 65点未満	70点																				
50点以上, 60点未満	60点																				
50点未満	0点																				
優良建設工事表彰状況 <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市優良建設工事表彰要綱の規定に基づき受彰した事業者に、工種ごとに3件を上限として、定期登録の審査基準日前3か年に表彰を受けた件数1件につき10点を付与する。 上記のうち、優秀賞については件数1件につき12点を付与する。 共同企業体の場合は、各構成員に付与する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>表彰件数</th> <th>表彰</th> <th>優秀賞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>10点</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>20点</td> <td>24点</td> </tr> <tr> <td>3件</td> <td>30点</td> <td>36点</td> </tr> </tbody> </table>	表彰件数	表彰	優秀賞	1件	10点	12点	2件	20点	24点	3件	30点	36点	左表の通り	上限36							
表彰件数	表彰	優秀賞																			
1件	10点	12点																			
2件	20点	24点																			
3件	30点	36点																			
対策 安全	建設業労働災害防止協会加入状況																				
	建設業労働災害防止協会に加入している。	12	上限12																		
環境配慮対策・品質確保	品質管理システムに関する規格の取得状況																				
	ISO9001を取得している。	12	上限12																		
	SBT認定又は環境マネジメントシステムに関する規格の取得状況																				
	SBT認定を受けている。	8	上限8																		
	ISO14001を取得している。	8																			
エコアクション21又はECOうつのみや21を取得している。	5																				

災害対応	災害時における本市への協力体制の状況	1 2	上限 1 2
	次のいずれかに該当している。 <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 宇都宮自衛消防協会に加入している。 宇都宮危険物保安協会に加入している。 宇都宮市と災害時における応援協定を締結している（団体で締結している場合の構成員及び栃木県との協定締結等による協力体制が確保されている場合を含む。）。 宇都宮市防災協力事業所に登録している。 		
社会貢献度・地域貢献度	① 障がい者雇用の状況	0 ~ 3 0 ※2	上限 3 0
	次のいずれかに該当している。 <ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）の規定による障がい者の雇用義務を達成している。 雇用義務はないが、審査基準日現在で障がい者を雇用している。 		
	② 次代の社会を担う子どもが健やかに生育される環境整備への取組状況		
	次のいずれかに該当している。 <ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）による一般事業主行動計画を労働局に提出している。 同法に基づく基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている。 		
	③ 女性の職場における活躍を推進する取組状況		
	次のいずれかに該当している。 <ul style="list-style-type: none"> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）による一般事業主行動計画を労働局に提出している。 同法に基づく基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている。 男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を受賞している。 		
	④ 宇都宮まちづくり貢献企業認証取得状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮まちづくり貢献企業の認証を取得している。 		
	⑤ 自治会加入状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として自治会へ加入している（賛助会員を含む。）。 		
	⑥ 自治会活動協力状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者として自治会の催事等の活動に協力している。 		
⑦ 宇都宮市健康づくり事業者表彰受賞状況			
<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市健康づくり事業者表彰を受賞している。 			
⑧ エコ通勤優良事業所認証状況			
<ul style="list-style-type: none"> エコ通勤優良事業所認証を取得している。 			

※1 審査点数の上限とは、各審査項目において複数の要件を満たしていた場合における加点上限点数です。

※2 社会貢献度・地域貢献度については、①～⑧の項目のうち取り組んでいる項目の数に応じて次表の審査点数を付与します。

取組数	審査点数
6～8項目	30
4～5項目	20
2～3項目	10
1項目	5
0項目（取組無し）	0

(4) 減点事項審査点数

審査基準日前3か年に宇都宮市から入札参加停止措置を受けた場合、次表の審査点数を減点します。

入札参加停止期間	審査点数
3か月未満	2
3か月以上6か月未満	4
6か月以上	6

4 申請から登録までの流れ

(1) 令和8年度の申請受付期間

令和8（2026）年4月1日（水）～令和8（2026）年10月5日（月）

(2) 提出書類の準備

- ・ 「6 添付書類等の詳細」（9～12ページ）をよくお読みいただいた上で、提出書類を準備してください。
- ・ 指定様式は、宇都宮市公式Webサイト「入札参加資格の随時登録（令和7年度～）」のページ（サイト内検索：随時登録）からダウンロードしてください。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/1013569.html>

(3) 電子申請

宇都宮市公式Webサイト「入札参加資格の随時登録（令和7年度～）」のページ（サイト内検索：随時登録）掲載の「随時登録 入札参加資格審査申請 電子申請操作マニュアル」をご参照の上、同ページから「宇都宮市電子申請共通システム」にアクセスし、お手続きください。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/1013569.html>

① 電子署名の準備

- ・ 本手続には、本人確認のための**電子署名**が必要です。
- ・ 電子署名には、**電子証明書（ICカード）**と**パソコン向けアプリのインストール**、**ICカードリーダー**が必要となります。

(参考) 利用可能な電子証明書

- ・ マイナンバーカードの署名用電子証明書 ※
- ・ 商業登記に基づく電子証明書（商業登記電子証明書）
- ・ TDB 電子認証サービス TypeA の電子証明書
- ・ e - Probatio PS2 サービスの電子証明書
- ・ AOSign サービスおよび法人認証カードサービスの電子証明書

※ マイナンバーカードの署名用電子証明書を使用できるのは個人事業主の方となります。

② システムへのログイン

- ・ 本システムを初めて利用される方は、利用者登録が必要です。
「利用者登録」のページより申請・登録の上、ログインしてください。
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/service/1028655.html>
- ・ GビズIDをお持ちの方は、「利用者登録」を省略してログインいただけます。
GビズIDについては、デジタル庁のホームページより申請してください。
<https://pr.gbiz-id.go.jp/>

GビズIDアカウントを保有し、GビズIDプライム/GビズIDメンバーでログインする場合は、利用者登録と電子署名の省略が可能です。

③ 申請内容の入力

申請項目等は、この提出要領に従って入力し、入力漏れや添付漏れがないよう確認した上で申請してください。

申請内容に虚偽があった場合は、資格を承認しないことがあります。
また、登録後に虚偽が判明した場合は、資格を取り消すことがあります。

④ 提出書類の添付（アップロード）

提出書類については、データにて添付してください。

⑤ 電子署名

画面の指示に沿って、電子署名を実行してください。

⑥ 申請・受付メール受信

申請後、ログインの際に入力したメールアドレスに申請を受け付けた旨をお知らせするメールが送信されますので、ご確認ください。

⑦ 差戻し・再申請（該当の場合のみ）

修正点がある場合には、差戻しを行います。不備を修正の上、再申請してください。

⑧ 手続完了

審査が完了しましたら、ログインの際に入力したメールアドレスに手続きが完了した旨をお知らせするメールが送信されますので、ご確認ください。

(4) 入札参加有資格者名簿への登載（登録）

資格の認定を受けた申請者は、令和7・8年度の入札参加有資格者名簿に登載されます。資格の有効期間（登録期間）は、令和9年3月31日までです。

(5) 入札参加有資格者名簿の公表

以下の内容を記載した入札参加有資格者名簿を、宇都宮市公式Webサイト上で公表します。（サイト内検索：有資格者名簿）

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/1027018.html>

○工種及び等級 ○商号又は名称 ○代表者氏名
○本店の所在地 ○本店の電話番号・FAX番号 ○委任者支店名称及び電話番号
○総合点数（客観的事項審査点数及び主観的事項審査点数） ○相手方番号

※ 総合点数及び等級等については、個別に通知いたしませんので、入札参加有資格者名簿にてご確認ください。

5 申請項目及び提出データ

(1) 申請項目一覧 (○=必ず入力 △=必要に応じ入力 ×=不要)

No.	申請項目	法人	個人	備考
1	申請に関する誓約	○	○	
2	申請する登録の種別	○	○	新規登録/工種追加/再認定
3	相手方番号	△	△	更新の場合のみ・12桁の番号
4	申請者の種別	○	○	法人/個人
5	商号又は名称	○	○	
6	商号又は名称 (フリガナ)	○	○	
7	代表者職名	○	△	
8	代表者氏名	○	○	
9	代表者氏名 (フリガナ)	○	○	
10	建設業法上の本店所在地	○	○	経営事項審査の結果通知書 参照
11	電話番号	○	○	
12	FAX番号	△	△	
13	メールアドレス	○	○	
14	代理人への委任の有無	○	○	
15	支店・営業所等の名称	△	△	代理人への委任がある場合は必須
16	支店・営業所等の名称 (フリガナ)	△	△	代理人への委任がある場合は必須
17	代理人職名	△	△	代理人への委任がある場合は必須
18	代理人氏名	△	△	代理人への委任がある場合は必須
19	代理人氏名 (フリガナ)	△	△	代理人への委任がある場合は必須
20	支店・営業所等の所在地	△	△	代理人への委任がある場合は必須
21	支店・営業所等の電話番号	△	△	代理人への委任がある場合は必須
22	支店・営業所等のFAX番号	△	△	
23	支店・営業所等のメールアドレス	△	△	代理人への委任がある場合は必須
24	総従業員数	○	○	常時雇用している人数
25	宇都宮市内の事業所等設置状況	○	○	
26	宇都宮市内に勤務している人の数	△	△	
27	営業年数	○	○	経営事項審査の結果通知書 参照
28	資本金額	○	×	商業登記簿 参照
29	自己資本額	○	○	経営事項審査の結果通知書 参照
30	審査基準日	○	○	経営事項審査の結果通知書 参照
31	登録希望工種数	○	○	
32	登録希望工種1～7	○	○	
33	登録希望工種1～7 総合評定値 (P)	○	○	
34	登録希望工種1～7 完成工事高	○	○	
35	登録希望工種1～7 技術職員数【1級】	○	○	
36	登録希望工種1～7 技術職員数【基幹】	○	○	
37	登録希望工種1～7 技術職員数【2級】	○	○	
38	登録希望工種1～7 技術職員数【その他】	○	○	
39	問い合わせ先の部署等の名称	○	○	
40	問い合わせ先の担当者名	○	○	
41	担当者名 (フリガナ)	○	○	
42	問い合わせ先の電話番号	○	○	
43	問い合わせ先のFAX番号	△	△	
44	問い合わせ先のメールアドレス	△	△	

(2) 提出書類等 (○=必ず添付 △=必要に応じ添付 ×=不要)

- ・ 「6 添付書類等の詳細」(9～12 ページ)を参照の上, 必要書類等をデータに変換し, 添付してください。
- ・ **証明書は, 審査基準日前3か月以内に発行されたものを添付してください。**なお, 3か月以内に変更があった場合は, 変更が反映された最新のを提出してください。
- ・ 提出書類については, 複合機等で書類をスキャンするなど, ファイル形式を**PDF**にして添付してください。
- ・ 添付できるファイルの容量の上限は, 1添付ファイルにつき10MBです。
- ・ 複数のPDFファイルを提出する場合は, ZIPファイルにまとめて添付してください。

No.	提出書類	法人	個人	備考
1	使用印鑑届【指定様式】	○	○	
2	主観点に関する調書【指定様式】	△	△	市内事業者のみ必須
3	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○	×	法務局が発行したもの
4	身分証明書 (破産していないこと等の証明書)	×	○	本籍地の市区町村が発行したもの
5	登記されていないこと等の証明書 (成年被後見人でないこと等の証明書)	×	○	法務局が発行したもの
6	印鑑証明書【原本】	○	○	法人=法務局が発行したもの 個人=住所地の市区町村が発行したもの
7	国税に係る納税証明書	○	○	税務署が発行したもの 法人=納税証明書(その3の3) 個人=納税証明書(その3の2)
8	建設業の許可通知書	○	○	登録を希望する工種のもの
9	経営規模等評価結果通知書及び 総合評定値通知書	○	○	審査基準日に有効かつ最新のもの
10	みなし登録電気工事業者届出受理証等 (届出を証明する書類)	△	△	工種「電気工事」の登録を希望する申請者のみ必須
11	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表	○	○	建設業許可申請の際に添付したもの

- ・ 市内事業者は、以下の(12)～(18)について該当がある場合は提出してください。
- ・ 報告書、策定届等の控えについては、提出先が受付済みであることが確認できるもの（受付印等が押印されたもの）を提出してください。

No.	提出書類	法人	個人	備考
12	建設業労働災害防止協会加入証明書	△	△	建設業労働災害防止協会栃木県支部が発行したもの
13	S B T認定証及びI S O認証書等	△	△	認証等を取得している場合
14	障害者雇用状況報告書の控え	△	△	障がい者の雇用義務があり、雇用を達成している場合
	雇用している障がい者の障がい者手帳と当該障がい者を雇用していることが確認できる書類	△	△	障がい者の雇用義務はないが、雇用している場合
15	(次世代育成支援対策推進法に基づく)一般事業主行動計画策定・変更届の控え	△	△	計画を労働局に提出している場合
	同法に基づく) 基準適合一般事業主認定通知書	△	△	くるみん認定を受けている場合
16	(女性活躍推進法に基づく)一般事業主行動計画策定・変更届の控え	△	△	計画を労働局に提出している場合
	(同法に基づく) 基準適合一般事業主認定通知書	△	△	えるぼし認定を受けている場合
17	自治会加入・活動協力状況報告書 【指定様式】	△	△	宇都宮市内の自治会への加入・活動協力状況を記載
18	エコ通勤優良事業所認証・登録通知書	△	△	認証を取得している場合

6 添付書類等の詳細（○＝必ず提出 △＝必要に応じ提出 ×＝不要）

(1) 使用印鑑届【指定様式】 法人＝○，個人＝○

入札・見積への参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用する印鑑を登録する様式です。

様式をダウンロードし，押印してデータを添付してください。

※ 不鮮明な印影等であると判断した場合は，再提出をお願いすることがあります。

(2) 主観点に関する調書【指定様式】 法人＝△，個人＝△

市内事業者のみ必要事項を入力の上，添付してください。

(3) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 法人＝○，個人＝×

法人の申請者は，法務局で商業登記簿の「履歴事項全部証明書」の交付を受け，添付してください。

※ 「現在事項」証明書や「一部」証明書での申請はできませんので，御注意ください。

(4) 身分証明書（破産していないこと等の証明書） 法人＝×，個人＝○

個人の申請者は，本籍地の市区町村で身分証明書の交付を受け，添付してください。

※ 「身分証明書」とは，禁治産又は準禁治産宣告の通知，後見人の登記の通知，破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです。

(5) 登記されていないことの証明書（成年被後見人でないこと等の証明書）

法人＝×，個人＝○

個人の申請者は、法務局で「登記されていないことの証明書」の交付を受け、添付してください。

※ 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。法務局への証明申請書の証明事項欄は「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」を選択してください。

(6) 印鑑証明書【原本】 法人＝○，個人＝○

ア 法人の申請者の場合

法務局で商業登記の「印鑑証明書」の交付を受け、添付してください。

イ 個人の申請者の場合

住所地の市区町村で、本人の「印鑑登録証明書」の交付を受け、添付してください。

(7) 国税に係る納税証明書 法人＝○，個人＝○

国に納税義務がある場合、所轄の税務署で国税に未納がないことを証明する証明書の交付を受け、添付してください。（オンライン請求は www.e-tax.nta.go.jp へ。）。

ただし、審査基準日前3か月以内に発行されたものであっても、申請日時点で未納税額の納付期限が過ぎているものは受付できません。

ア 法人の申請者の場合

納税証明書（その3の3）（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）

イ 個人の申請者の場合

納税証明書（その3の2）（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）

(8) 建設業の許可通知書 法人＝○，個人＝○

審査基準日現在有効な、建設業法第3条第1項の規定による許可通知書を添付してください。

なお、建設業の許可の更新を申請中の場合は、許可官庁の受付印が押印された建設業許可申請書（副本）を一旦提出し、許可通知書が届き次第、追加で提出してください。

(9) 経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書 法人＝○，個人＝○

審査基準日から1年7か月以内の日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書を添付してください。

この通知書により、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認いたしますが、結果通知後に社会保険等に加入した場合は、以下の書類も併せて提出してください。

健康保険	年金事務所又は健康保険組合発行の領収証書の写し又は「健康保険適用事業所関係事項確認書」の写し
厚生年金保険	厚生年金保険料の領収証書の写し又は「厚生年金保険適用事業所関係事項確認書」の写し
雇用保険	雇用保険料の領収証書の写し又は「雇用保険適用事業所設置届」の事業主控

(10) みなし登録電気工事業者届出受理証等（届出を証明する書類） **法人＝△，個人＝△**

工種「電気工事」の登録を希望する申請者は、電気工事の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第34条第4項の規定による、みなし登録電気工事業者の届出を証明できる書類（「みなし登録電気工事業者届出受理証」等）を添付してください。

(11) 専任技術者証明書又は専任技術者一覧表 **法人＝○，個人＝○**

建設業許可申請書に添付した専任技術者証明書又は専任技術者一覧表を添付してください。

なお、建設業の許可の更新を申請中の場合は、当該申請の際に添付したものを提出してください。

- ・ 市内事業者は、以下の(12)～(18)について該当がある場合は提出してください。

(12) 建設業労働災害防止協会加入証明書 **法人＝△，個人＝△**

建設業労働災害防止協会に加入している申請者は、同協会栃木県支部が発行した「加入証明書」を添付してください。

(13) SBT認定証及びISO認証書等 **法人＝△，個人＝△**

以下のア～オの認証等を取得している申請者は、**審査基準日現在有効な**認証書等を添付してください。

ア ISO9001

ISO9001は、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している審査登録機関が認証する品質マネジメントシステムに関する国際的な標準規格です。認証を取得している申請者は、認証書を添付してください。

イ SBT認定

SBTは、CDP・国連グローバルコンパクト・世界資源研究所・世界自然保護基金の4つの機関が共同で運営・認定する、パリ協定※が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標です。認定を受けている申請者は、認定が確認できる書類を添付してください。

※ 世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの

ウ ISO14001

ISO14001は、JAB又はJABと相互承認している審査登録機関が認証する環境マネジメントシステムに関する国際的な標準規格です。認証を取得している申請者は、認証書を添付してください。

エ エコアクション21

エコアクション21は、（一財）持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）が認証する日本独自の環境マネジメントシステムです。認証・登録証を取得している申請者は、認証・登録証を添付してください。

オ ECOうつのみや21

ECOうつのみや21は、宇都宮商工会議所が認定する環境保全に関する事業所版環境ISO規格です。認定を取得している申請者は、認定証を添付してください。

(14) 障がい者の雇用状況を証明する書類 法人=△, 個人=△

ア 障がい者の雇用義務があり、雇用を達成している場合

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定により障がい者の雇用義務がある申請者が雇用義務を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の控え（公共職業安定所の受付印があるもの）を添付してください。

イ 障がい者の雇用義務はないが、雇用している場合

障がい者の雇用義務がない申請者が障がい者を雇用している場合は、雇用している障がい者の以下の障害者手帳の写しと当該障がい者を雇用していることが確認できる書類（「健康保険被保険者証」、 「雇用保険被保険者決定通知書」等）を添付してください。

身体障がい者	身体障害者手帳	手帳の種別、障がい者の氏名及び生年月日が記載されたページの写し
知的障がい者	療育手帳	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳	

(15) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一

般事業主認定通知書 法人=△, 個人=△

一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している申請者は、当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）を添付してください。

基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている申請者は、認定通知書を添付してください。

(16) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届及び基準適合一般事業主認

定通知書 法人=△, 個人=△

一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している申請者は、当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）を添付してください。

基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている申請者は、認定通知書を添付してください。

(17) 自治会加入・活動協力状況報告書【指定様式】 法人=△, 個人=△

市内の自治会に加入・活動協力している申請者は、加入・活動協力状況について指定の様式に入力し、添付してください。

※ 法人の申請者の場合は、代表者や従業員個人ではなく、法人としての加入・活動協力状況について記載してください。

(18) エコ通勤優良事業所認証・登録通知書 法人=△, 個人=△

エコ通勤優良事業所認証を公共交通利用推進等マネジメント協議会から受けている申請者は、**審査基準日現在有効な**エコ通勤優良事業所認証・登録通知書を添付してください。

7 工事種別（工種）

工種	コード	工種	コード	工種	コード
土木一式工事	1010	鉄筋工事	1110	しゅんせつ工事	1210
建築一式工事	1020	ガラス工事	1120	防水工事	1220
ほ装工事	1030	塗装工事	1130	熱絶縁工事	1230
管工事	1040	大工工事	1140	さく井工事	1240
電気工事	1050	左官工事	1150	建具工事	1250
造園工事	1060	とび・土工・コンクリート工事	1160	水道施設工事	1260
電気通信工事	1070	石工事	1170	消防施設工事	1270
内装仕上工事	1080	屋根工事	1180	清掃施設工事	1280
機械器具設置工事	1090	板金工事	1190	解体工事	1290
鋼構造物工事	1100	タイル・れんが・ブロック工事	1200		

8 登録後の提出書類

- 最新の経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）が発行されたときは、写しをメール又は郵送、ファクシミリにて提出してください。
- 建設業の許可を更新した場合は、許可通知書の写しをメール又は郵送、ファクシミリにて提出してください。

9 登録後の変更、取消

(1) 登録内容に変更があった場合

登録後に、入札参加資格審査申請書の記載内容に変更があった場合は、変更の申請が必要です。遅滞なく宇都宮市公式Webサイト「入札参加資格登録内容の変更・取消」のページ（サイト内検索：入札参加資格変更）から「宇都宮市電子申請共通システム」にアクセスし、お手続きください。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/1033540.html>

(2) 登録した工種を取り消す場合

登録後に、登録した業種の全部又は一部を取り消す場合は、取消の申請が必要です。遅滞なく、宇都宮市公式Webサイト「入札参加資格登録内容の変更・取消」のページ（サイト内検索：入札参加資格取消）から「宇都宮市電子申請共通システム」にアクセスし、お手続きください。

なお、登録している工種の売上高がなくなった場合も、当該工種について取消届のお手続きが必要となります。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/1033540.html>

10 登録後に合併等があった場合

次のいずれかに該当し、登録事業者が消滅会社等になる場合は、存続会社等が入札参加資格の再認定を受けることができますので、指定の書類を提出してください。

(1) 会社が合併した場合（存続会社又は新設会社を甲，消滅会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）（※ 合併期日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。）
- ・ 合併契約書の写し
- ・ 株主総会議事録（合併契約の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 廃業届の写し（乙）

(2) 営業譲渡（事業譲渡）を行った場合（譲受会社を甲，譲渡会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）（※ 譲渡期日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。）
- ・ 営業譲渡（事業譲渡）契約書の写し
- ・ 株主総会議事録（営業譲渡（事業譲渡）の決議に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 廃業届の写し（乙）

(3) 会社分割を行った場合（承継会社又は新設会社を甲，分割会社を乙とする。）

- ・ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（甲）（※ 分割期日を基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。）
- ・ 分割契約書又は新設分割計画書
- ・ 株主総会議事録（分割契約又は新設分割計画の承認に係る記載のあるもの）の写し（甲・乙）
- ・ 定款の写し（甲）
- ・ 廃業届の写し（乙）

1 1 電子申請に対応できない場合の申請方法

電子申請に対応できない場合は、紙媒体による申請を受け付けます。

※ 記載内容等について問い合わせる場合がありますので、提出書類は必ず控を用意し、登録まで保管してください。

(1) 申請書類 (○=必ず提出 △=必要に応じ提出)

- ・ 申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。
- ・ 指定様式は、宇都宮市公式Webサイト「入札参加資格の随時登録（令和7年度～）」のページ（サイト内検索：随時登録）からダウンロードしてください。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/bumon/shigakku/1013569.html>

	番号	書類の名称	法人	個人	備考
申請書	1	審査申請書	○	○	代理人に係る委任状を兼ねています。 使用印鑑届を兼ねています。
	2	申請者状況調書及び 登録希望職種調書	○	○	
	3	誓約書	○	○	暴力団等と関係していないことに係る誓約書です。
	4	主観点に関する調書	△	△	市内事業者のみ提出してください。

(2) 添付書類

「5 申請項目及び提出データ (2)提出書類等」(8 ページ) 及び「6 添付書類等の詳細」(9～12 ページ) をよくお読みいただいた上で、提出書類を準備してください。

(3) 送付方法

以下の形状のA4版クリアーホルダーに提出書類を入れ、封筒に入れて郵送してください。

※ホルダーのタイプ (①～⑤を全て満たすもの)

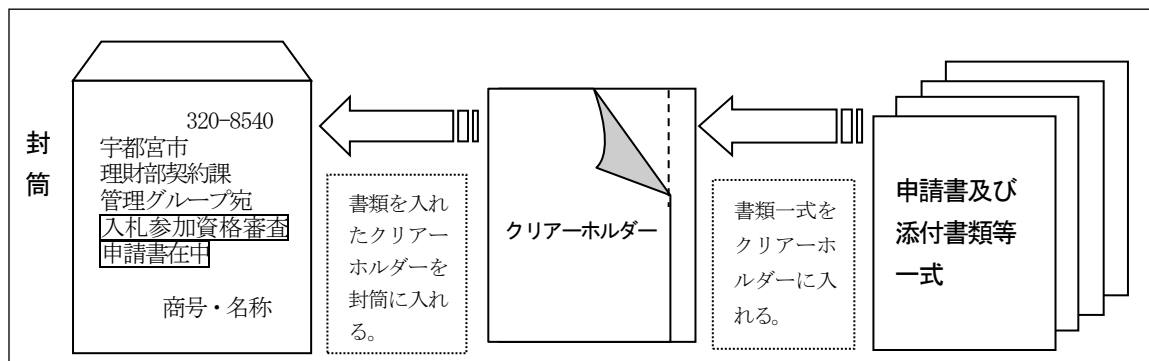
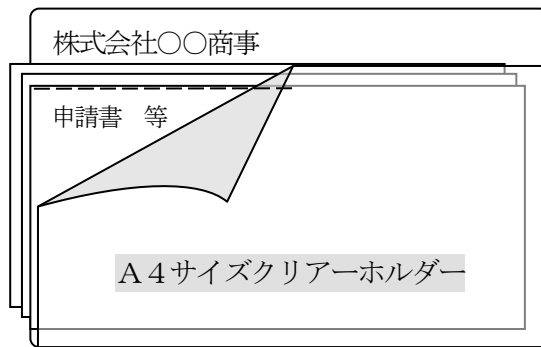
- ①A4サイズ
- ②透明又は乳白色
- ③インデックス (見出し) 付き
- ④インデックス (見出し) は長辺全体
- ⑤インデックス (見出し) の書き込み箇所は白地

【参考】ホルダーの例

メーカー	製品名	品番
ライオン事務器	PPカラーホルダー	CF-33
リヒトラブ	クリヤーホルダー<見出し付>	F-3430
キングジム	フラップホルダー	775

※ 上記のほか、同等の形状であれば、メーカーは問いません。

- ・ インデックス部分左側に、申請者の商号又は名称を横書きで記載してください。



- ・ 封筒の表には、送付先や申請者の商号又は名称のほか、「入札参加資格審査申請書 在中」(朱書き)と記載し、受領の確認ができる書留又は簡易書留にて郵送してください。(レターパックプラスによる送付も可。レターパックライトは受領の確認ができないため不可。)。送付先は、次のとおりです。

〒320-8540 (宇都宮市役所専用郵便番号)
 宇都宮市旭1丁目1番5号
 宇都宮市 理財部 契約課 管理グループ

※ 申請期間最終日の消印が有効となります。

【参考】地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市理財部契約課管理グループ

電話：028-632-2178

FAX：028-632-2166

E-mail：u0402@city.utsunomiya.tochigi.jp